

相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）は、相模灘沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たって、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 海岸の防護に関すること。
- (2) 海岸環境の整備及び保全に関すること。
- (3) 海岸における公衆の適正な利用に関すること。
- (4) 海岸保全施設の整備に関すること。
- (5) その他、基本計画に関連すること。

(組織構成)

第3条 懇談会は、海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を推進するため、海岸に関しそれぞれの分野における学識経験等を有する者を持って構成する。委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、神奈川県県土整備局河川下水道部流域海岸課、砂防海岸課及び環境農政局水・緑部水産課において処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮る。

(附則)

この規約は、平成25年11月8日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

【50 音順記載】

氏 名	現 職
井手 太一	公益社団法人 神奈川県観光協会 副会長
宇田川 有三	公益財団法人 かながわ海岸美化財団 理事
加藤 道夫	特定非営利活動法人 神奈川県ライフセービング連盟 理事長
川辺 みどり	東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科 准教授
小西 美恵子	神奈川県海水浴場組合連合会 会長
近藤 健雄	日本大学理工学部海洋建築工学科 教授
柴山 知也	早稲田大学理工学術院 教授
杉田 治男	日本大学生物資源科学部海洋生物資源科学科 教授
高橋 征人	神奈川県漁業協同組合連合会 代表理事会長
持田 幸良	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会 理事 横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
山口 祥太郎	特定非営利活動法人 神奈川県障害者自立生活支援センター 理事 神奈川頸髄損傷者連絡会 事務局次長
山口 靖	一般社団法人 日本サーフィン連盟 相談役